

木耐協がお届けする木造住宅耐震診断は 安心・正確・丁寧をお約束致します

お約束 ① 建築家として倫理観を尊びます

耐震という分野は住宅の性能を判断するという性質上、一般の消費者の方にとってはわかりにくい分野と言えます。消費者の方にわかりにくいゆえに、信頼のおける業者をお願いしたいところなのですが、残念なこととそのわかりにくさにつけ込む悪質な事業者によるリフォームのトラブル事例も、少数ではありますが報告されています。木耐協ではその様なトラブルを未然に防ぐために、組合員としての行動規範を倫理憲章・倫理綱領という形で掲げ、組合員一同、消費者の方に対して、安心して頂ける環境作りに努めております。

お約束 ② 国土省監修「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に準拠

木耐協で実施している耐震診断は、国土交通省住宅局監修の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に準拠しています。現在一般的に実施されている耐震診断の手法で、自治体で行われている耐震診断も多くはこの耐震診断方法に基づいたものです。

お約束 ③ 耐震診断と補強工事の実績は国内トップです

平成11年3月に組合を発足して以来、これまで約10万2千件の耐震診断と2万5000件の補強工事を実施してまいりました。(平成17年5月現在)これは木造住宅の耐震診断・耐震補強を扱う団体としては日本一の実績となります。

お約束 ④ 耐震技術認定者が現地調査を実施します

木耐協では、組合内の技術レベル向上の為に、様々な研修事業を行っており、耐震技術認定制度もその一つです。木耐協では耐震技術認定者講習会を年4回開催しており、講習会後の審査に合格した者を耐震技術認定者として認定を行っております。この耐震技術認定者講習会には受講資格が設けられており、一級・二級・木造建築士の資格を有する者、あるいは木造建築工事業の実務経験が7年以上であると所属する会社が認めたものでなければ受講することはできません。

的確な補強提案の為に、正確な現地調査が必要不可欠です。木耐協の耐震診断は、組合が認定した耐震技術認定者が現地調査を実施します。調査員が伺った際には、組合発行の耐震技術認定者ネームプレートをご確認ください。



お約束 ⑤ 全ての耐震診断書は担当建築士が診断内容の確認を行います

耐震技術認定者が行った現地調査に基づいて組合事務局にて耐震診断結果報告書を作成しますが、耐震診断の内容に関しては、必ず組合加盟会社に所属する一級もしくは二級建築士が確認を行います。組合が発行する耐震診断結果報告書には、表紙に診断を担当した耐震技術認定者名と、確認を行った建築士名が明記されております。

お約束 ⑥ 小冊子「住まい長持ち大事典」をお届け致します

同封しております「住まい長持ち大事典」は、これから実施する耐震診断の内容について詳しく記載してございますので、耐震診断受診までの間にぜひ一読下さい。まだまだ認知度の低い耐震診断ですが、この冊子を通じて多くの方に耐震診断の内容をご理解頂くと同時に、その必要性を感じて頂ければ幸いです。

お約束 ⑦ ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ窓口をご利用下さい

皆さまに正確で丁寧な耐震診断の実施を組合員に対して指導しておりますが、万が一当組合の組合員が実施した耐震診断に関して、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせ窓口までご連絡下さい。また、技術的なお話しの場合でも、事務局に常駐している建築士が皆さまの疑問にお答えします。

■ お問い合わせ窓口 ■

TEL:03-5510-5551

※受付時間 9:00 ~ 18:00 まで、土日祝祭日はお休みです。

mail:jimukyoku@mokutaikyo.com